後期高齢者医療被保険者の皆さまへ

被保険者証が更新されます

問 ほけん課 高齢者医療係　☎22-3145

後期高齢者医療被保険者が現在お持ちの保険証（水色）の有効期限は7月31日㈯までです。

8月1日㈰からは7月中に簡易書留で郵送する新しい保険証（黄色）を使ってください。

新しい保険証（黄色）に記載してある一部負担金の割合は、令和3年度の住民税課税所得をもとに判定しています。

現在お持ちの保険証（水色）は8月1日㈰以降にほけん課または各支所へお返しください。

後期高齢者医療被保険者の一部負担金の割合

（条件）	（窓口負担）
同一世帯の後期高齢者医療被保険者のうち、住民税の課税所得が145万円以上ある人がいる世帯の被保険者	3割
上記条件に該当しない世帯の被保険者	1割

新しい保険証の裏面に臓器提供の意思表示欄があります。臓器提供の意思表示をする際は、ボールペンで記入してください。

限度額適用認定証・標準負担額減額認定証も更新されます

「限度額適用・標準負担額減額認定証（水色）」・「限度額適用認定証（桃色）も7月31日㈯で有効期限が切れます。8月1日㈰からは、7月中に郵送される新しい「限度額適用・標準負担額減額認定証（黄色）」または「限度額適用認定証（桃色）」をお使いください。

下表の所得区分で、区分Ⅰ・Ⅱの人と現役並み所得者Ⅰ・Ⅱの人で「限度額適用・標準負担額減額認定証（減額証）」「限度額適用認定証（限度証）」をお持ちでない人は、外来および入院で受診する際に必要です。保険証・本人確認書類を持って、ほけん課または各支所で申請してください。

入院・外来時の自己負担限度額および入院時の食事代

負担割合	所得区分			外来（個人単位）	外来＋入院（世帯単位）	入院時の食事代（1食当たり）	「減額証」「限度証」発行の有無
3割	現役並み所得者	Ⅲ	住民税課税所得690万円以上	252,600円＋（総医療費－842,000円）×1% ＜4回目以降 140,100円＞（※1）		460円 指定難病者などは260円の場合あり	発行なし 申請不要
		Ⅱ	住民税課税所得380万円以上	167,400円＋（総医療費－558,000円）×1% ＜4回目以降 93,000円＞（※1）			発行あり 申請が必要
		Ⅰ	住民税課税所得145万円以上	80,100円＋（総医療費－267,000円）×1% ＜4回目以降 44,400円＞（※1）			
1割	一般			18,000円 （年間14.4万円上限）	57,600円 ＜4回目以降 44,400円＞（※1）		発行なし 申請不要
	区分	Ⅱ（※2）		8,000円	24,600円	90日まで210円 91日目から160円（※4）	発行あり 申請が必要
		Ⅰ（※3）			15,000円	100円	

◎入院時の食事代について、療養病床に入院する場合は金額が異なりますので、入院時に医療機関にお尋ねください。

（※1）過去12か月以内に外来＋入院の限度額を超えた支給が4回以上あった場合、4回目以降は＜　＞内の金額となります。

（※2）区分Ⅱとは、世帯の全員が住民税非課税の人（区分Ⅰ以外の人）。

（※3）区分Ⅰとは、世帯の全員が住民税非課税で、世帯全員の所得が0円の人。
（年金の所得控除額を80万円、給与所得がある場合は給与所得金額から10万円を控除して計算）

（※4）過去12か月以内の入院日数が90日を超えた場合は、長期入院の申請により食事代が160円になります。

国民健康保険被保険者の皆さまへ

被保険者証が更新されます

問 ほけん課 国保・年金係 ☎22-3145

国民健康保険被保険者が現在お持ちの保険証（ベージュ）の有効期限は、7月31日㈯までです。令和2年度までの国民健康保険税が全て納付されている世帯を対象に、7月中に簡易書留で新しい保険証を郵送しますので、8月1日㈰からは新しい保険証（水色）をお使いください。

納付がお済みでない場合は早めに納付してください。納期限までの納付が困難な人は、税務課および各支所で随時納税相談を受け付けていますのでご相談ください。

限度額適用認定証・標準負担額減額認定証も更新されます

「限度額適用・標準負担額減額認定証」は、毎年8月に切り替えが必要です。更新の手続きが必要な人は、国民健康保険被保険者証・マイナンバーカード（通知カード）・運転免許証などの本人確認書類を持って、ほけん課または各支所で申請してください。

※同世帯でない人が申請する場合は委任状が必要です。

国民年金保険料納付猶予制度

問 ほけん課 国保・年金係 ☎22-3145

国民年金保険料が納め忘れの状態で、万が一障害や死亡といった不慮の事態が発生すると、障害年金や遺族年金を受けられない場合があります。

経済的な理由により国民年金保険料を納付することが困難な場合には、申請により保険料の納付が免除される制度があります。

市では、令和3年度の免除・納付猶予の申請を7月1日㈭からほけん課および各支所で受け付けます。過去の期間については、申請書を提出した日から2年1カ月前の月分までさかのぼって免除の申請ができます。免除を希望する人は、早めに手続きをしてください。

各種免除・猶予制度の概要（令和3年度）

	免除申請	納付猶予	学生納付猶予	退職（失業）特例免除
対象	前年の所得金額が一定額以下の人	20歳以上50歳未満	20歳以上の学生	申請する年度または前年度に退職（失業）した人
免除・猶予対象期間	R3.7月分～R4.6月分	R3.7月分～R4.6月分	R3.4月分～R4.3月分	失業日（退職日の翌日）を含む月の前月分から翌々年6月分まで
所得の審査対象	本人、配偶者、世帯主	本人、配偶者	本人	本人、配偶者、世帯主
申請に必要なもの	●年金手帳 ●マイナンバーが確認できるもの	●年金手帳 ●マイナンバーが確認できるもの	●学生証のコピーまたは在学証明書（原本） ●年金手帳 ●マイナンバーが確認できるもの	●雇用保険受給資格証または雇用保険被保険者離職票の写しなど ●年金手帳 ●マイナンバーが確認できるもの

※配偶者の暴力から避難していることを理由として申請するときの手続き等は、年金事務所へご相談ください。

※新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した場合、保険料の納付が免除・猶予される臨時特例措置が設けられています。詳しくは熊本東年金事務所（☎096-367-8144）またはほけん課へご相談ください。

住民健診が始まります

7月18日(日)から

問 健康増進室(一の宮保健センター) ☎22-5088

生活習慣病(糖尿病や高血圧、高脂血症等)がひどくなると、血管が傷んだり硬くなってしまう**動脈硬化**がすすみ、心臓や脳の血管が詰まったり破れたりして心筋梗塞や脳梗塞などの危険性が高まります。健診を受けてご自身の体と向き合い、生活習慣を見直すきっかけとしましょう。

日本人の2人に1人が**がん**にかかり、3人に1人が**がん**で亡くなっています。がんは早期発見・治療することが大切です。お得に健診が受けられるこの機会に、ぜひご受診ください。

●健診内容と自己負担額

市が健診費用を助成しているのでお得に受けられます

健診名		健診項目・内容	対象者	自己負担額	実際にかかる健診料金
30歳代健康診査		問診、身体計測 血液・尿検査、心電図	国保加入者で30歳~39歳の人(妊婦を除く)	500円	9,020円
特定健康診査		問診、身体計測 血液・尿検査、心電図	国保加入者で40歳~74歳の人(妊婦を除く)	500円	9,020円
後期高齢者健康診査		問診、身体計測 血液・尿検査	後期高齢者医療被保険者	800円	9,955円
肝炎ウイルス検診		※これまでに受診した人は対象外	40歳以上の人(節目年齢は無料)	400円	2,530円
前立腺がん検診		採血	50歳以上の男性	300円	1,683円
肺がん検診		レントゲン検査	40歳以上の人(妊婦を除く)	300円	1,925円
胃がん検診		バリウムを飲んでレントゲン検査	40歳以上の人(妊婦を除く)	700円	4,840円
大腸がん検診※1		便潜血2日法 (事前に検便容器が必要)	40歳以上の人	300円	1,727円
腹部超音波検診		超音波をあて上腹部の検査	30歳以上の人	600円	3,630円
子宮頸がん検診			20歳以上の女性(一部年齢は無料)	600円	4,180円
乳がん検診※2	乳房超音波検査		30歳以上の女性	400円	2,970円
	乳房レントゲン検査	マンモグラフィ	40歳以上の女性(一部年齢は無料)	800円	5,170円

※1 今年度41歳になる人全員に検診セットを送っています。

※2 40歳以上の人はどちらかを選択してください。

借金、離婚、相続、遺言、交通事故、刑事･･･など、ひとりで悩まずお気軽にご相談下さい

受付時間：平日9時～17時15分　TEL：0967－22－5223 ＊完全予約制です。

音声でのご連絡が難しい方のみ、FAX0967-22-5224で相談予約受付。お名前、FAX番号を必ずご記入ください。
日程調整につきFAXで返信いたします。なお、相談にはご来所の必要があり、FAXでの相談はできません。

・当事務所での相談が初めての方は、30分まで無料
・初回30分超または2回目以降は30分3500円
※経済的に余裕がない方は、法テラスの無料法律相談制度をご利用になれることがあります。お問合せ下さい。

事務所名が変わりました！

阿蘇法律事務所
阿蘇地域に根ざした法律事務所です。
弁護士　森　あい

〒869-2612　阿蘇市一の宮町宮地2005－8－203（阿蘇市商工会一の宮支所となり）

広告

POINT

- 過去３年間、夏の健診を受けたことがある人に、６月下旬に健診セット（問診票等）を発送しています。健診セットが届かない人は一の宮保健センターにご連絡ください。
- 秋の住民健診も予定しています。健診を受けることができるのは年１回ですのでご注意ください。（医療機関や人間ドックで受けられた健診項目は、住民健診で受けることができません）
- 問診票裏面の「検査を受診する方へ」に、食事や水分補給・その他健診を受ける際の注意事項を記載しています。事前に必ず読んでください。

●健診日程

健診日	健診実施場所	健診日	健診実施場所
7月18日(日)	坂梨体育館	8月1日(日)	一の宮高齢者センター
7月19日(月)	山田体育館	8月2日(月)・3日(火)	一の宮体育館
7月20日(火)～26日(月)	阿蘇体育館	8月4日(水)・5日(木)	波野体育館
7月27日(火)・28日(水)	赤水公民館	8月6日(金)	中通体育館
7月29日(木)	乙姫体育館	8月7日(土)～9日(月)	一の宮保健センター
7月30日(金)	阿蘇市コミュニティーセンター	8月10日(火)・11日(水)	阿蘇小学校体育館
7月31日(土)	一の宮保健センター		

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、健診場所やどの地区の人でも受けられる時間帯を調整しています。行政区ごとに受付日時を設けていますので、混雑（密集）を防ぐため、できる限りお住まいの行政区の受付日時にお越しください。詳しくは、健診セットに同封される複合健診日程表をご覧ください。

★下記の節目年齢の人は検診料金が無料になります

検診種類	対象となる人（無料クーポン対象者）
子宮頸がん検診	平成12年4月2日～平成13年4月1日生まれの人
乳房レントゲン検査（マンモグラフィ）	昭和55年4月2日～昭和56年4月1日生まれの人
肝炎ウイルス検診 ※これまでに受診した方は対象外	本年度中に41歳・46歳・51歳・56歳・61歳・66歳・71歳になる人

無料検診対象者には、個別で通知します。

★子宮頸がん検診の個別検診（医療機関での受診）

20～49歳の人（昭和47年4月2日～平成14年4月1日生）は、住民健診以外に右記の指定医療機関で検診を受けることができます。
（医療機関で受ける人は住民健診での子宮頸がん検診は受けられません）

指定医療機関	阿蘇温泉病院／菊陽レディースクリニック／ちが産婦人科医院
料金	1,000円（無料クーポン対象者・生活保護受給者は無料）

一の宮保健センターで事前申し込みが必要です。

政治家の寄附は禁止されています

有権者が求めることも禁止されています

問 選挙管理委員会事務局　☎22-3239

この時期はお中元など贈り物をする機会が多くなります。政治家が選挙区内の人にお金や物を送ることは公職選挙法で禁止されています。寄附禁止のルールを守って明るい選挙を実現しましょう。

ここでの寄附とは「財産上の利益となるものを与えるまたは与える約束をすること」です。選挙に関する、関しないを問わず、選挙区内への人や団体への寄附は全て禁止されています。

政治家は、選挙区内の人に、答礼のための自筆によるものを除き、年賀状（欠礼状も含みます）、寒中見舞い状、暑中見舞い状その他これらに類する挨拶状を出すことができません。

寄附は…

受け取らない

贈らない　**求めない**

熊本連携中枢都市圏 地球温暖化対策実行計画協議会 委員募集

熊本連携中枢都市圏※地球温暖化対策実行計画の進捗状況や、温室効果ガス排出量の削減に向けた対策などについて意見を聞くための委員を募集します。

※熊本市、菊池市、宇土市、宇城市、阿蘇市、合志市、美里町、玉東町、大津町、菊陽町、高森町、西原村、南阿蘇村、御船町、嘉島町、益城町、甲佐町、山都町

●定　　員　1人（書類・面接による選考）

●任　　期　2年（選任日から令和5年3月まで）

●応募方法

「温暖化対策のために私達ができること」をテーマに800字程度にまとめ、住所、氏名、生年月日、性別、電話番号を書いて郵送または電子メールで右の宛先に提出

●応募期間　8月2日(月)～8月20日(金)

●応募・問合せ先

〒860-8601

熊本市役所　温暖化・エネルギー対策室

☎096-328-2355

ondankaenergy@city.kumamoto.lg.jp

養護老人ホーム　あそ上寿園

アルコール学習会を園で開催しています。
毎月第4土曜日14時～15時です。

健康上寿な施設をめざします
心穏やかに暮らせる施設をめざします
地域に根差した開かれた施設をめざします

現在、新型コロナウイルス感染症対策のため、外部の方の入園はご遠慮頂いております。状況が落ち着きましたら、またお知らせいたしますので、どうぞご来園ください。

入所ご希望の方は、住所地の市町村へお尋ねください。

〒869-2226　阿蘇市乙姫1600番地1
電話:0967-32-5501

広告

中小法人・個人事業者のための

月次支援金

緊急事態措置・まん延防止等重点措置の影響緩和

問 月次支援金 相談窓口　☎0120-211-240　受付時間 8:30-19:00（土日・祝日含む全日）

給付額

中小法人等 ≫ 上限 20 万円／月　　個人事業者等 ≫ 上限 10 万円／月

給付額 ≫ 令和元年または令和２年の基準月※1 の売上－令和３年の対象月※2 の売上

※１ 令和元年または令和２年における対象月と同じ月。

※２ 緊急事態措置またはまん延防止等重点措置が実施された月のうち、対象措置の影響を受けて、令和元年または令和２年の同月比で、売上が 50 パーセント以上減少した令和３年の月。

給付対象

①と②を満たせば、**業種／地域を問わず給付対象**となり得ます。

①緊急事態措置またはまん延防止等重点に伴う飲食店の休業・時短営業または外出自粛等の影響を受けていること※3

② 緊急事態措置またはまん延防止等重点措置が実施された月のうち措置の影響を受けて月間売上が令和元年または令和２年の同じ月と比べて 50％以上減少していること

※３ 令和３年４月以降に実施される対象措置に伴う要請を受けて、休業または時短営業を実施している飲食店と直接・間接の取引があること。または、これらの地域における不要不急の外出・移動の自粛による直接的な影響を受けている事業者が対象です。

申請期間

４月分／５月分：６月 16 日㈬～８月 15 日㈰
６月分：７月１日㈭～８月 31 日㈫
※原則、対象月の翌月から２ヶ月間を申請期間とします。

詳しくは HP をチェック

広告

自宅の戸別受信機が変わります

大雨時も防災行政無線の放送を聞き逃さない

問 政策防災課 防災交通係　☎ 22-3232

防災行政無線がアナログからデジタル方式に変更となるのに伴い、各世帯の戸別受信機も変わります。設置業者が各世帯を訪問し、新しい戸別受信機を配布します。

新しい戸別受信機

持ち運びが可能。
市内で車中避難などの際も防災放送を入手できます。
繰り返し再生も可能。

現在の戸別受信機

今後使用ができなくなります。

●貸し出しの条件

本市の住民基本台帳に登録されている世帯１世帯（住居１戸）につき１台を無償で貸し出します。
設置の際に書類の記入をお願いします。
※会社やお店への設置を希望する場合は政策防災課へご相談ください。

●設置業者

日本電気㈱ 熊本支店
※訪問する作業員は、作業者腕章を着用し、工事に関する証明書を持っています。
※作業員は感染症対策（朝の検温、手洗い、マスク着用、接触部分の除菌等）を徹底しています。

【注意】作業員を装った詐欺に注意
設置費用は市が負担します。設置業者が金銭を要求することは一切ありません。
不安・心配な点は政策防災課へご連絡ください。

●設置方法

①本体に付属の電源コードを差し込んでコンセントに差しこむ。
②本体に乾電池（単２のアルカリ乾電池）を２個入れる。
③本体の右側面の電源スイッチをＯＮにする。

POINT

- 戸別受信機は市の貸出物です。大切に取り扱いください。
- 電波の状態が悪い場所では、屋外アンテナを設置する場合があります。
- 全世帯を順番に訪問するため取付け時期が早まったり、遅くなったりする場合があります。
- 現在設置している戸別受信機は、設置業者が引き取ります。
- 戸別受信機の乾電池は消耗品です。定期的な点検・確認をお勧めします。
- 戸別受信機を設置後に、転出等で不要になった場合は市役所へ返却してください。
- 屋外スピーカーも順次交換・移設工事を実施します。

こどもの予防接種 日本脳炎ワクチンの供給が不足しています

問 健康増進室（一の宮保健センター） ☎22-5088

ワクチンの供給が安定するまで、定期接種の１期初回（１回目・２回目）と、定期接種として受けられる年齢の上限に近い人が優先接種の対象となります。

●医療機関では、次の人への接種を優先します。

・３歳の人で、２回目までの接種が終わっていない人
・７歳半が近付いている人で、３回目の接種が終わっていない人
・12歳の人で、４回目の接種が終わっていない人
・高３相当～19歳の人で４回目の接種が終わっていない人
（過去に接種できない時期があったことから、平成19年４月１日までに生まれた人は、20歳未満が定期接種の対象となっていますが、20歳以上では接種をうけられないため）

※第１期が完了していない人（０～２回接種）は、ワクチンの供給が見込まれ次第個別に通知します。

●令和３年度の小学４年生への日本脳炎２期（４回目）については、令和４年度に個別に通知予定です。

新型コロナウイルス感染症

生活困窮者自立支援金

問 市生活相談センター ☎22-3364

新型コロナウイルス感染症の長期化に伴い、生活保護に準じる水準の困窮世帯に対する支援金が支給されます。支給には申請が必要です。詳しくは市HPをご覧ください。

●対象者
社会福祉協議会で受け付けている総合支援資金の再貸付を終了した世帯や、再貸付について不承認とされた世帯で一定の収入・資産等の要件を満たす人

●支給額（月額）
単身世帯：６万円　２人世帯：８万円
３人以上世帯：10万円

●支給期間　７月以降の申請月から３ヵ月

●受付期間　８月31日㈫まで

※詳しくは市HPをご覧ください

市HP

広告
塗装・防水工事・メンテナンス
株式会社 井上
〒869-2302
熊本県阿蘇市三久保448番地22
web http://www.aso-inoue.com/
E-mail info@aso-inoue.com
塗装 防水
塗装内容
（屋根・壁・破風板・軒天・デッキ・塀・他）
防水内容
（雨漏れ調査・屋上・ベランダ・コーキング・他）
－お見積・調査 無料－
もしもし 0967-32-1501

新型コロナウイルスなどの感染症対策のための

家庭ごみの出し方

問 市民課 生活衛生係　☎22-3135

家庭ごみを出すときに心がける４つのこと

その１　ごみ袋はしっかり縛って封をしましょう

ごみが散乱せず、
収集運搬作業において
ごみ袋を運びやすくなります。

その２　ごみ袋の空気を抜いて出しましょう

収集運搬作業において
ごみ袋を運びやすくし、
収集車での破裂を防止できます。

その３　生ごみは水切りをしましょう

ごみの量を減らすことができます。

その４　普段からごみの減量を心がけましょう

購入した食品は食べきるなど、ごみを出さないことも大切です。家庭での食事機会が増える中、料理を楽しみながら、できることがあります。環境省の「食品ロスポータルサイト」をご覧ください。▶▶▶▶

※阿蘇市では通常通りごみを受け入れています。
「阿蘇市家庭ごみの分け方・出し方」を参考に、きちんと分別をして出してください。

使用済みマスク等の捨て方

鼻水等が付着したマスクやティッシュ等のごみを捨てる際は、以下のことを心がけてごみを出しましょう。

ごみ箱にごみ袋をかぶせ、いっぱいにならないようにしましょう

ごみは、いっぱいになる前に早めに出しましょう。

ごみに直接触れることの無いようしっかり縛って出しましょう

ごみは、空気を抜いてからしっかり縛って出しましょう。万一、ごみが袋の外面に触れた場合や、袋が破れている場合は、ごみ袋を二重にしてください。

ごみを捨てたあとはしっかり手を洗いましょう

石けんを使って、流水で手をよく洗いましょう。